

子どもの貧困率改善のため、具体的対策と財政措置を求める意見書

親などが貧困状態の家庭で育つ18歳未満の割合（子どもの貧困率）が過去最悪の16.3%（2012年）であることが判明した。従来の政策の延長線にとどまらない、実効性のある対策を実施することが急務であることを改めて政府に突きつけるものである。ところが閣議決定された大綱は、貧困率改善の数値目標も決めず、深刻な現実を打開するのに見合った中身とは到底言えない。学校で貧困問題に当たるスクールソーシャルワーカーの増員など、ある程度の対策は具体化したものの、児童扶養手当の拡充や給付型奨学金の導入などは見送られた。

イギリスでは貧困率の改善目標を明記し取り組みを強め、効果を上げている。日本でも自殺対策基本法に基づく自殺総合対策大綱は、「自殺死亡率20%以上減少」の改善目標を掲げ、その達成に向けた対策づくりを重ねている。政府の責任を明確にする上で数値目標設定は不可欠である。5年ごとの見直しを待たず、大綱の改定も検討すべきである。

国連は、子どもの経験する貧困は、子どもの権利条約に明記されている「すべての権利の否定」と強く警告し、各国に克服を求めている。経済協力開発機構（OECD）加盟33カ国中에서도最悪水準にある日本でこそ、子どもの貧困の解消は緊急の課題として位置づけられなければならない。子どもの貧困対策法は、親から子への「貧困の連鎖」を断ち切る第一歩となる法律である。実効性のある対策を実現させる取り組みが求められている。

よって、本市議会は、政府に対し、子どもの貧困率改善のため、数値目標を設定し、下記の具体的対策と財政措置を強く求める。

記

- 1 子どもの貧困をなくしていくために、貧困率改善の数値目標を掲げ、年度ごとに達成状況を検証すること。
- 2 返済不要の「給付型奨学金」を導入すること。
- 3 ひとり親家庭への児童扶養手当の対象年齢を引き上げること。
- 4 子どもの権利実現のために、子ども自身が子どもの貧困問題について学習する機会を保障すること。
- 5 国・地方自治体、企業等において、子どもの貧困問題についての啓発活動を推進すること。
- 6 内閣府に「子どもの貧困対策推進室」を、都道府県・市町村においては貧困対策担当部局等を設置し、貧困打開に向けて具体的取り組みを支援、推進すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年 9 月30日

三鷹市議会議長 伊 藤 俊 明